

○倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則

平成28年 8 月 8 日規則第38号

改正

平成30年 3 月30日規則第 8 号

令和 2 年 3 月30日規則第 6 号

令和 5 年 3 月27日規則第10号

倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例（平成28年倉吉市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ヌートリア、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、イタチ、テン、ニホンザル、カラス類、カワウ、サギ類、スズメ、ヒヨドリその他被害防止策を講じる必要がある鳥類又は哺乳類として市長が定めるものをいう。

(職務)

第 3 条 実施隊は、条例第 3 条に規定する任務を遂行するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 鳥獣の生息の状況及び鳥獣による被害の発生の時期、場所等の情報収集に関すること。
- (2) 鳥獣の捕獲及び当該捕獲した鳥獣の確認に関すること。
- (3) 鳥獣の追払い及びその技術指導に関すること。
- (4) 実施隊員相互の連携及び情報の共有に関すること。
- (5) その他市長が実施隊の任務を遂行するために必要と認める事項

(実施隊員)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する市の職員は、鳥獣被害対策業務を担当する者及び狩猟免許を取得し、かつ、過去 3 年間狩猟に関する事故又は違反がない者とする。

2 条例第 4 条第 2 項第 2 号に規定する被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県猟友会の会員であること。
- (2) 倉吉市に住所を有し、又は倉吉市内に勤務していること。
- (3) 過去 3 年間狩猟に関する事故又は違反がないこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団員でないこと。

(任期)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる実施隊員（次条において同じ。）の任期は、任命を受けた日から 1 年とする。

2 実施隊員は、再任されることができる。

(解任)

第 6 条 市長は、実施隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第52条及び53条の規定により狩猟免許の取消し又は失効等の処分を受けた場合

(2) 正当な理由なく市長の職務命令に応じない場合

(3) その他市長が実施隊員として不適当と認めた場合

(編成)

第7条 実施隊の実施隊員（条例第4条第2項第1号に掲げる者を除く。）の定数は、50人以内とする。

2 実施隊に隊長及び副隊長を置く。

3 隊長は、経済観光部農林課長をもって充て、市長の指揮監督のもと、農林水産業関係機関及び近隣市町村と緊密な連携を図りながら実施隊を統括する。

4 副隊長は、隊長の指名により選任し、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報告)

第8条 実施隊員は、第3条に規定する職務に従事したときは、実施隊日誌（別記様式）を当該職務に従事した日の属する月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 実施隊の庶務は、経済観光部において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年8月31日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第10号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

実施隊日誌

出動隊員氏名		報告日	年 月 日 ()
活動日時 天 候	年 月 日 (曜日) 天候 () 午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分 午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分		
活動場所			
活動内容	☐ 捕獲確認 ☐ 捕獲活動 ☐ 追い払い活動 ・鳥獣の種類 () ・数量 () ・手段・方法 () ☐ 被害調査・情報収集 ☐ 指導・点検 ☐ その他 () ※活動内容の当てはまる欄に☑してください。		
活動内容 の状況等 (実績)			
その他 参考となる事項			